

会場衛生監視センターのご案内 ～食品営業等に係る事前相談及び申請・届出について～

2025年2月3日より万博会場内の食品衛生及び環境衛生関係施設の許認可や監視指導等を行うための「会場衛生監視センター」が大阪市保健所により運営を開始します。

万博会場内でレストラン、カフェ等の飲食店を営む場合や食品を製造、加工、販売するには、食品衛生法に基づく営業許可や届出が必要となる場合がありますので、施設の設計図面等を持参し、事前相談のうえ、必要な申請・届出手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

【会場衛生監視センターについて】

➤ 受付対応日時

2025年2月3日(月) ～ 2025年4月12日(土) 9:00～17:30 (平日のみ)

2025年4月13日(日) ～ 2025年10月13日(月) 9:00～22:00 (無休)

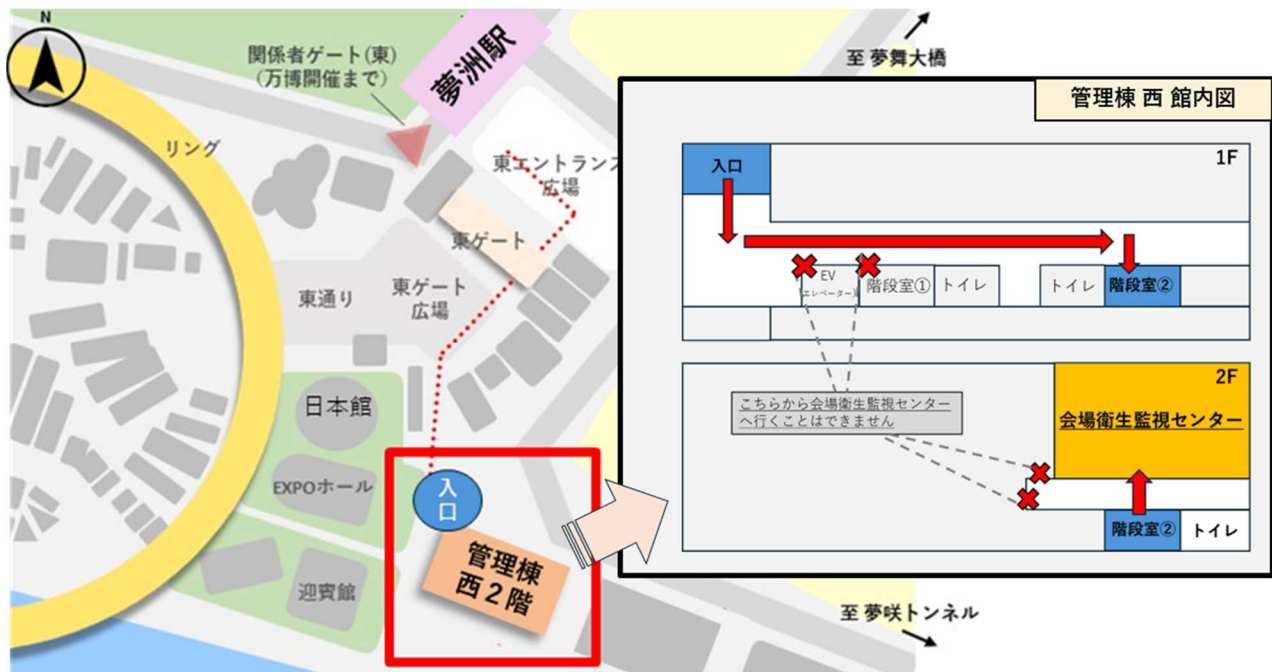
➤ 連絡先

06-7494-3047(上記日時のみ対応)

➤ 業務内容

- ・食品営業施設の許可申請・届出の受付(※事前にお電話にてご予約ください)
- ・食品衛生及び環境衛生関係施設に係る相談対応や監視指導・検査業務

➤ 所在地：大阪・関西万博会場南東部 管理棟 西2階(下図参照)



※関係者ゲートを通るときは博覧会協会が発行する関係者入場証(AD証)が必要となります。

※2月3日以降、船場センタービルの会場衛生監視センター準備室(06-6647-1004)は閉鎖します。

※食品営業に係る許可申請・届出は会場衛生監視センターでの事前相談がお済みであれば、大阪市保健所西部生活衛生監視事務所(大阪市港区市岡1-15-25 港区役所4階)においても可能です。

(URL) <https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000014215.html>